

ボランティア活動保険

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



ボランティア活動中の
さまざまな事故による「ケガ」や
「損害賠償責任」を補償します

さらに後遺障害もフルカバー^(※)
なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの
すべてがお支払いの対象になります。



社会福祉
法人 全国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、
ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が
一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

(※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

(※)営利企業名（株式会社・有限会社等）による加入も可能ですが、企業の営利事業の一環として行う活動は対象外となりますので、ご注意ください。

被保険者（保険の補償を受けられる方・ご加入者）

(ケガの補償)：ボランティア個人

(賠償責任の補償)：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、NPO法人^(※2)

(※1)ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

(※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
(グループが社会福祉協議会に登録されている必要があります。)
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。（自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。）

対象とならないボランティア活動

◎自発的な意思による活動とは考え難いもの

- (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
●道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
●免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動

など

◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動

- (例) ●自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動

など

◎有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。）

- (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合

→ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動（福祉サービス）をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

◎自宅で行う活動

ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。

◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動

◎保険上対象外となっているボランティア活動

- (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
●銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
●野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。（ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。）

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物^(※1)をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

◆ボランティア自身の食中毒（O-157など）や特定感染症^(※2)も補償します。

◆熱中症（日射病や熱射病）も基本タイプで補償の対象となります。

◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災（地震、噴火または津波）によるケガも補償します。（賠償責任の補償は基本タイプと同じです。）

◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも補償されます。

(※1)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。

(※2)特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9型）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス、MERS

（平成30年11月現在）

なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用（300万円限度）をお支払いします。

補償期間（保険期間）

平成31年4月1日午前0時から平成32年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成32年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

(2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガを負わせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガを負わせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波（ただし、天災タイプご加入の場合は補償の対象となります。）
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ⑦頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※）}のないもの
- ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど危険な運動を行っている間の事故
- ⑨職業または職務に従事している間の事故

など

（※）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- ①故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故

など

※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。）

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

①所定の「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。）

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ずパンフレットの「重要事項等説明書」を確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申込みください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。

②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。

③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

補償金額（保険金額）

保険金の種類		プラン	A プラン	B プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術 外来の手術	65,000円 32,500円	100,000円 50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各保険金額に同じ		
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
賠償責任の償				

保険料（1名あたり）(団体割引20%適用済 過去の損害率による 割増引適用)

タイプ	プラン	A プラン	B プラン
基本タイプ	350円	510円	
天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※) 天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償します（天災危険担保特約条項）が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

◆補償期間（保険期間）の中途で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。

◆中途でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更はできません。

◆ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。

◆複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。
加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申し込みください。

◆ボランティア活動保険普通保険約款／人格権侵害担保特約条項（賠償責任担保条項用）／天災危険担保特約条項／細菌性食中毒およびウィルス性食中毒担保特約条項／特定非営利活動法人担保特約条項／熱中症危険担保特約条項／ボランティア活動保険追加特約（社会福祉法人全国社会福祉協議会用）／後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項／特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項／共同保険に関する特約条項

お支払いする保険金の内容

保険金の種類		補 償 内 容																													
ケガの補償	死亡保険金	ボランティア活動中の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡保険金額の全額																													
	後遺障害保険金	【後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項】 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（2%～100%） <table border="1"><tr><td>後遺障害等級</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td><td>10級</td><td>11級</td><td>12級</td><td>13級</td><td>14級</td></tr><tr><td>支払割合</td><td>100%</td><td>89%</td><td>78%</td><td>69%</td><td>59%</td><td>50%</td><td>42%</td><td>17%</td><td>13%</td><td>10%</td><td>7.5%</td><td>5%</td><td>3.5%</td><td>2%</td></tr></table>	後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%
後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級																	
支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%																	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日ににつき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）																														
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） (※1)以下の手術は対象としません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。																														
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に對しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。																														
特定感染症の補償について	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項】 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。																														
賠償責任の償	賠償責任保険金	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、人格権を侵害してしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。																													

用語のご説明

用語	内 容
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。



ボランティア活動をされるにあたり…

事故防止・軽減のための 10大ポイント

1. 体調が悪い時は決して無理をしないこと。

- 健康と体調はすべての基本です。体調が悪いときは活動を見合わせることも重要です。
- 「無理をする」 = 「自らケガをしに行く」「他人に迷惑をかける可能性がある」と認識してください。

2. 情報収集（事前の安全確認と日常点検）をしましょう。

- 活動場所や活動内容、往復途上の交通状況などの情報収集は、参加される活動のリスクを事前に予知するための基本です。収集した情報はすべて事故の未然防止や軽減につながるといつても過言ではありません。
- 道具を使用する場合は、取扱説明書を確認すること、そして日常の点検（使用前点検）を行ってください。

3. 活動に適した服装を！

- 活動される内容、気候、季節などを照らし合わせ、適した服装で活動されることが事故防止の近道です。
 - 帽子→熱中症予防
 - 履きなれた運動靴→動きやすく、転倒防止
 - 車手→切傷など軽微な事故防止（活動内容によって長そでの服、長ズボンも有効です。）など

4. 自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。

- 集合時間に遅れそうなときは、連絡の上、焦らずに活動に向かいましょう。焦ると周りが見えなくなります。
- 活動を終えてもホッとして気を抜かないこと。帰り道の事故も多く発生しています。

5. 活動前には準備体操、柔軟体操を！

- ボランティア活動はスポーツと同じです。急激に動くと思わぬケガをすることがあります。
- 体を十分にほぐし、あたためてから活動を開始しましょう。

6. 責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。

- 自分自身であらかじめ気づいていなかったリスクを確認する機会です。
- また、当たり前の話であればあるほどしっかり耳を傾け、心に刻みましょう。当たり前のことを守らなかったから事故が起きたということも非常に多く発生しています。

7. 疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。隨時水分補給をしましょう。

- 疲れたときは、注意力が散漫になり、慎重な活動ができなくなる可能性が高くなります。
- 「疲れた」と実感する前に、「ちょっと疲れた」と感じた時には、周囲の人に遠慮することなく休憩をとりましょう。
- 水分補給は熱中症予防、脱水症状防止、体力回復のための基本であり、非常に重要です。

8. 過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。

- 「以前はこのくらいできたから今でも大丈夫」は危険です。今の自分にできることを予め認識し、他のボランティアの方と協力して活動しましょう。
- ここまでやって大丈夫といった自己判断、過信は禁物です。周囲の方の判断を仰ぐことも重要です。

9. 特に足元注意。(転倒の防止)

- 足元への注意は事故防止の基本です。実際に発生している事故全体の2／3は転倒事故です。つまり、足元に注意を払っていれば、事故の2／3は防げた可能性があるということです。
- 廊下においてあった花瓶を蹴とばして壊してしまったなどの賠償事故の防止にもつながります。

10. 周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

- ボランティア活動は一人で行うものではありません。他の活動参加者や、利用者と協力して行うものであることを認識してください。（重いものは複数人数で運ぶ、脚立に乗るなど足元が不安定な場合は支えてもらう、危険な場所の情報を共有するなど）
- 活動中、お互いに声を掛け合うことで、突発的なりスク回避にもつながります。

事故は防ごうとしても起きてしまうことがあります。
しかし、心がけひとつで事故を未然に防いだり、程度を軽減することができます。
事故防止を心がけ、楽しく、元気にボランティア活動をしましょう。

重要事項等説明書

ボランティア活動保険 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入による前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品はボランティア活動保険普通保険約款に各種特約をセッとしたものです。
- 保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 保険期間：平成31年4月1日午前0時から、平成32年3月31日の午後12時に終ります。
- 申込締切日：保険期間開始の前日。ただし、大規模災害特例が適用される災害に関するご加入については、保険期間開始の当日。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ・団体
- 被保険者：【ケガの補償】ボランティア個人
【賠償責任の補償】ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人
- お支払方法：専用の払込用紙を使用し、ゆうちょ銀行から払込み（一括払い）いただけます。なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの払込みを希望される場合は取扱代理店までお問い合わせください。

●お手続方法：加入申込書に必要事項をご記入のうえ、市区町村社協または都道府県社協の担当窓口へご提出ください。

●中途加入：平成31年4月1日以降の中途での加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から平成32年3月31日午後12時までとなります。なお加入手続きの完了とは、加入申込を受け付いた社協が加入申込書の内容を確認した後、受付印を押印し、保険料を受領したときとします。

●団体割引：団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■過去の事故歴等によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者（補償の対象となる方）が、この保険の対象となる活動従事中および往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合、ボランティア活動に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急速に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます）。

「熱中症危険担保特約条項」がセッたされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突然に発生することであります。ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴・ズレ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>【後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項】</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（2%～100%）</p>	<p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p>
	<p>入院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）</p>	<p>⑧地震、噴火または津波（天災危険担保特約条項をセッしない場合）</p> <p>⑨難（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの</p>
	<p>手術保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）</p> <p>②先進医療に該当する手術（※2）</p> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍）</p> <p>＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接的目的としてメス等の器具を用いて患者または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀（ロングクライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故</p> <p>など</p>
	<p>通院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度）</p> <p>（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱・肋骨・胸骨・長管骨等）を固定するため医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガがされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>特定感染症の補償について</p> <p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金】担保特約条項】</p> <p>【感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律】に規定する「一類感染症」「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。</p>	<p>●故意</p> <p>●地震、噴火または津波</p> <p>●核燃料物質の有害な特性による事故</p> <p>●心神喪失に起因する事故</p> <p>●航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>●被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故</p> <p>●人または動物に対する診療、治療、看護、疾病的予防、救急救命処置または死体の検査に起因する事故</p> <p>●医療品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故</p> <p>●専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故</p>
賠償責任の補償（活動者個人）	<p>日本国内において、保険の対象となる活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他の人の財物を壊したりした等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。（免責金額はありません。）ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興業の承認を必要とします。</p>	

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覗ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryyo/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項（告知事項）

- 保険契約または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

★加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 保険契約後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。なお、被保険者の入替はできません。また、中途解約による解約返戻金もありませんので、ご注意ください。

- 次のような場合には、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます）。

(注) 加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

<重大事由による解除等>

- 保険契約または被保険者が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

<他の身体障害または疾病的影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなつたときは、それらの影響がなかつたものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後0時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 保険金のご請求にあたつては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死因診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、被保険金受領書 など ②他の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく際に特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 保険金額
 保険期間

- 保険料、保険料払込方法
 満期返りい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いたしましたか。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いたしましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しく述べ、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行なっています。したがいまして、取扱代理店とご縦結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（https://www.sjnk.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なつていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。

●加入証（加入申込書2枚目）は大切に保管してください。

必要となる書類	必要書類の例
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調査（写）、和解調査（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただることがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から中途脱退（解約）される場合、保険料の返戻はありません。また、ボランティアの入替や加入プランの変更はできません。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受け保険会社は各自の引受け割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受け保険会社を代理・代行して保険料の領収保険証券の発行・保険金支払その他の業務または事務を行なっております。

引受け保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事） 85% 東京海上日動火災保険株式会社 15%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受け保険会社が経営破綻した場合または引受け保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受け保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超える、主務大臣が定める率より高い予定期利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供・等を行うために取得・利用します。また、その他の業務上必要とする範囲で、業務委託先・再保険会社・等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（https://www.sjnk.co.jp/）をご覧ください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

事故が起きたら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
④ケガの程度、病院名（傷害事故） ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）
※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできることあります。
※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。

すべてに□が入ることを目指しましょう。

【活動に行く前のチェック】

- 活動内容、活動場所の詳細を確認した。 自宅から活動場所までの所要時間を確認した。
自分でできること、できないことの分析はしてある。 体調は万全（普段通り）だ。

【持ち物・服装のチェック】

(用意しましょう。)

- 運動靴 軍手 帽子 タオル ハンカチ ティッシュペーパー 雨具
着替え 筆記用具 水筒（飲み物） 救急セット 身分証明書 携帯電話

(必要に応じて用意しましょう。)

- 懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 鉄製のインソール

【活動開始前・活動中の注意】

- 責任者からの注意事項の説明を受けた。 緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。
段差や障害物になり得るもの場所を確認した。 休憩時間を確認した。（適宜取得可能が望ましい。）
準備運動をした。

【活動後】

- 後片付けをした。
活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険契約は、次の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
- 引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 【引受保険会社】（幹事会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85% （非幹事会社）東京海上日動火災保険株式会社 15%

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

〈受付時間：平日の9:30～17:30

（土日・祝日、12/29～1/3を除きます。）〉

団体契約者



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

（幹事保険会社）

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

〈受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）〉

（非幹事会社）東京海上日動火災保険株式会社